

各都道府県消防防災主管部局 御中

消 防 庁 総 務 課
消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課

平成 31 年度における消防庁予算(案)の概要等について

本日、平成 31 年度当初予算(案)及び平成 30 年度第 2 次補正予算(案)が閣議決定されましたので、消防庁予算(案)の概要について、別添 1 のとおりお知らせします。

平成 31 年度消防庁当初予算(案)については、国の財政状況が非常に厳しい中、大阪北部を震源とする地震や平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震等の大規模災害等を踏まえ、一般会計で対前年度比 33.5%増の総額 167.6 億円となっています。この中で、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金については、補助基準額を別添 2 のとおり改定することとし、配分方針(案)を別添 3 のとおり調整しているところです。

また、平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算(案)については、市町村向けの救助用資機材搭載型消防団車両の無償貸付事業等を計上し、総額 45.1 億円となっています。

さらに、上記平成 31 年度当初予算(案)及び平成 30 年度第 2 次補正予算(案)では、トランシーバーやエンジンカッター、AED等、消防団の救助用資機材等の配備を速やかに進展させ、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るための国庫補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)を新たに設けることとし、当該国庫補助事業の地方負担分について、特別交付税措置を講じることを予定しています。

なお、本日、総務省自治財政局から「平成 31 年度地方財政対策のポイント及び概要」及び「平成 31 年度地方債計画」が公表されています。この中で、緊急防災・減災事業債については、引き続き 5,000 億円が確保されています。(この地方債は、充当率 100%・地方交付税措置率 70%という財政措置であり、事業期間が平成 32 年度までとなっています。)

各地方公共団体におかれては、これらにご留意の上、消防庁の各種補助金や緊急防災・減災事業債等の積極的な活用により、消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくとともに、適切な助言をいただきますようお願いいたします。

(担当)

- 別添 1 に関する事
消防庁 総務課 会計第一係 野上、本庄
電話：03-5253-7506
- 別添 2、3 に関する事
消防庁 消防・救急課 財政係 武井、石本
電話：03-5253-7522

平成31年度消防庁予算(案)

平成30年12月
消防庁

平成31年度 消防庁予算(案)の概要

H31当初

一般会計予算額 **167.6億円** (対前年度比42.0億円、33.5%増)

復興特別会計予算額 26.7億円 (対前年度比9.4億円、54.0%増)

H30補正

予算額(案)

45.1億円(一般会計)

対前年度比16.6億円、1.6倍増

<主な事業>

H31当初

H30補正

① 緊急消防援助隊の強化

69.5億円 14.2億円

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)5.6億円 (30)(緊)4.2億円
- 救命ボート等の整備 (緊)2.2億円 (30)(緊)1.8億円
- 重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.8億円 (30)(緊)6.1億円
- 全地形対応車Ⅱ型の整備 (緊)1.4億円 (30)(緊)0.7億円
- 拠点機能形成車の整備 1.3億円

② 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

15.3億円 5.6億円

- 消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- ヘリコプター動態管理システムの更新等 (30)(緊)0.6億円
- 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- #7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

③ 消防団の充実強化

23.4億円 25.3億円

④ G20及び2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進 **13.4億円**

- G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の構築 9.5億円
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の構築 2.6億円

<消防団関連予算> **48.6億円**

H31当初

23.4億円 (対前年度比16.5億円、3.4倍増)

H30補正

25.3億円 (対前年度比13.7億円、2.2倍増)

(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 **43.9億円**

- 情報収集活動用資機材等 (オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ)の整備 2.3億円
- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円 (30)(緊)17.9億円
- 消防団救助用資機材補助金 (緊)7.4億円 (30)(緊)7.4億円

(2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 **4.7億円**

- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
- 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
- 災害伝承10年プロジェクト 0.3億円

【救助用資機材搭載型
消防ポンプ自動車】



【主な補助対象資機材】



(緊) : 3カ年緊急対策による事業

(30) : H30補正予算

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化 69.5億円 14.2億円

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・救命ボート等の整備【新規】 ⑤2.2億円 ③①⑤1.8億円
- ・全地形対応車Ⅱ型の整備 ⑤1.4億円 ③①⑤0.7億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 ⑤5.6億円 ③①⑤4.2億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 ⑤6.8億円 ③①⑤6.1億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化 15.3億円 5.6億円

- 常備消防力の充実強化
 - ・消防防災施設整備費補助金 13.5億円
 - ・消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
 - ・ヘリコプター動態管理システムの更新等【新規】 ③①⑤0.6億円
 - ・消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討【新規】 0.4億円
- 地方公共団体等の災害対応の能力の強化
 - ・受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円
 - ・自治体の非常用通信の確保【新規】 ③①⑤4.0億円
- 救急体制の確保
 - ・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 23.4億円 25.3億円

- 消防団の装備・訓練の充実強化
 - ・情報収集活動用資機材等(オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ)の整備 2.3億円
 - ・救助用資機材搭載消防ポンプ自動車無償貸付 ⑤8.9億円 ③①⑤17.9億円
 - ・消防団救助用資機材補助金【新規】 ⑤7.4億円 ③①⑤7.4億円
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
 - ・消防団加入促進広報の実施 0.7億円
 - ・企業・大学等と連携による女性・若者等の消防団加入促進事業 1.2億円
 - ・自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
 - ・災害伝承10年プロジェクト 0.3億円

(4) 火災予防対策の推進 2.0億円 —

- 火災予防対策の推進
 - ・木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円
 - ・民泊施設や超大規模・複雑化した防火対象物に係る立入検査等の業務の効率化のための調査・検討等 0.2億円
- 危険物施設等の安全対策の推進
 - ・危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のための検討 0.5億円
 - ・過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のための検討【新規】 0.1億円

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進 2.2億円 —

- 女性消防吏員の更なる活躍推進
 - ・女性をターゲットとした広報の実施や女性活躍推進アドバイザーの派遣等 0.4億円
- 消防団への女性・若者等の加入促進
 - ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業(再掲) 1.2億円
 - ・女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円
 - ・女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円

(6) 防災情報の伝達体制の強化 11.2億円 —

- ・通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等 0.2億円
- ・平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進のための優良事例分析・横展開等【新規】 0.1億円
- ・複数機からの同時映像伝送を可能とするためのヘリサットシステムの改修 0.1億円

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進 13.4億円 —

- ・G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等【新規】 9.5億円
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等 2.6億円

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用 4.8億円 —

- ・消防用機器等に係る日本規格の海外展開の推進(日本の規格・認証制度の普及) 0.2億円
- ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進(官民一体のセールスの実施) 0.1億円
- ・ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・救命ボート等の整備【新規】 ⑤2.2億円 ③①⑤1.8億円
- ・自治体の非常用通信の確保【新規】 ③①⑤4.0億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 ⑤5.6億円 ③①⑤4.2億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 ⑤6.8億円 ③①⑤6.1億円
- ・消防団救助用資機材補助金【新規】 ⑤7.4億円 ③①⑤7.4億円

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

- ・消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎・消防団詰所等) 18.4億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金(防災行政無線・消防団車両等) 4.1億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 4.0億円

一般会計

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

- 大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を充実させるため、車両・資機材等を整備
 - 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(30年度 49.0億円)
- 大規模風水害・土砂災害や、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急消防援助隊の機動力や後方支援体制等を強化
 - 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)5.6億円 (30)緊)4.2億円
 - 救命ボート等の整備【新規】 (緊)2.2億円 (30)緊)1.8億円
 - 重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.8億円 (30)緊)6.1億円
 - 全地形対応車Ⅱ型の整備 (緊)1.4億円 (30)緊)0.7億円
 - 拠点機能形成車の整備 1.3億円
 - 映像伝送システムの整備 (30)緊)0.4億円
 - ONBC訓練用資機材の整備 (30)緊)1.1億円
- 緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練を実施
 - 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.8億円(30年度 0.8億円)

ボートやバギー等の津波や大規模風水害による対応した資機材を搭載



【重機】



【津波・大規模風水害対策車】



【救命ボート】

大型エアートントやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



【大型エアートント】



収納



【拠点機能形成車】



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練】

一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(a) 常備消防力の充実強化

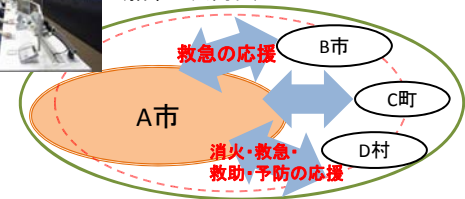
- 住民生活の安心・安全を確保するための防火水槽などの消防防災施設の整備を促進
 - 消防防災施設整備費補助金 13.5億円(30年度 13.2億円)
- 消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進
 - 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(30年度 0.2億円)
- 「ヘリコプター動態管理システム」の端末の配備、更新、機能向上による大規模災害時における効率的な部隊運用及び航空隊の安全運航体制を強化
 - 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策【新規】(30)緊)0.6億円
- 消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討等を実施
 - 消防防災航空の運航体制のあり方に関する調査・研究【新規】 0.4億円
- 災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施
 - ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円



【耐震性貯水槽】



高機能消防指令センター
(指令の共同化)



【消防の連携・協力(例)】

一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

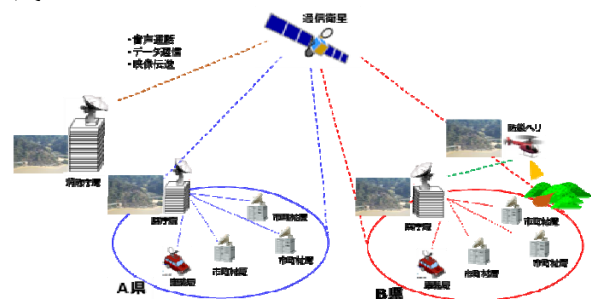
- 地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施

○受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした
災害対応訓練の実施等 0.6億円 (30年度 0.4億円)

- 近年の災害において、地上の電話網が不通となるケースが増加していることを踏まえ、国と地方公共団体を結ぶ衛星通信ネットワークについて、大雨の中や大規模災害の発生時でも必要な通信を確保できる次世代システムの導入に係るモデル事業を実施

○地方公共団体における非常用通信手段の確保【新規】³⁰ⓧ 4.0億円

次世代システムの特長
・通信回線容量の増強
・大雨でも通信が途切れにくい
・高画質映像伝送
・インターネット利用が可能 等

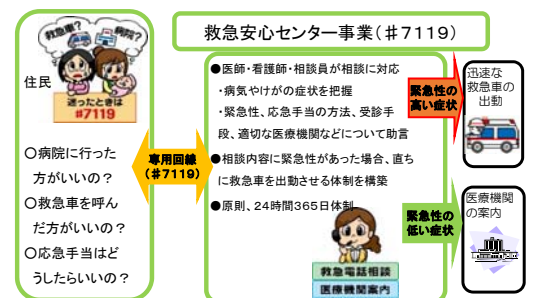


【非常用通信手段の確保 イメージ図】

(c) 救急体制の確保

- 救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進

○#7119の全国展開等による救急需要対策の更なる充実強化
0.2億円 (30年度 0.2億円)



(実施済団体: 11団体)
宮城県、東京都、埼玉県、新潟県、大阪府、奈良県、福岡県、札幌市周辺、横浜市、田辺市周辺、神戸市

一般会計

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- 災害現場の状況を速やかに把握するための資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生でも扱いやすい小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への教育訓練を実施



【資機材(イメージ)】

- 救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】 エンジンカッター チェーンソー 【主な補助対象資機材】

○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)
○救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 ⓧ8.9億円 ³⁰ⓧ 17.9億円
○消防団救助用資機材補助金【新規】 ⓧ7.4億円 ³⁰ⓧ 7.4億円

(b) 消防団への加入促進

- 平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施

○消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)

- 事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援

○企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

(c) 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援

○自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)

○災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)

【組織の枠を超えた連携(イメージ)】



(避難所運営実習) <例: 遼東県内の大学生と自主防災組織>

(4) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

- 木造密集地域における飲食店等の大型こんろからの出火を防止するための自動消火装置等の安全対策の検討など、火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや消防法令に係る違反是正等を推進
 - 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円(30年度 0.1億円)
 - 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.2億円(30年度 0.2億円)



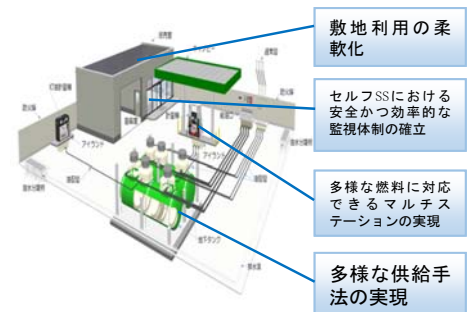
【自動消火装置イメージ図】



【腐食した埋設配管】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

- 高齢化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加を踏まえ、危険物施設の安全対策のあり方について検討
 - 危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円(30年度 0.2億円)
- 過疎地域などの地域特性を踏まえた新しい燃料供給体制の構築を見据え、給油取扱所の安全対策のあり方について検討
 - 過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策【新規】 0.1億円
- 石油タンクの地震被害高精度予測などの技術を活用することにより、石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進
 - 石油コンビナート等における防災・減災対策 1.1億円(30年度 0.8億円)



【過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた検討例】

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

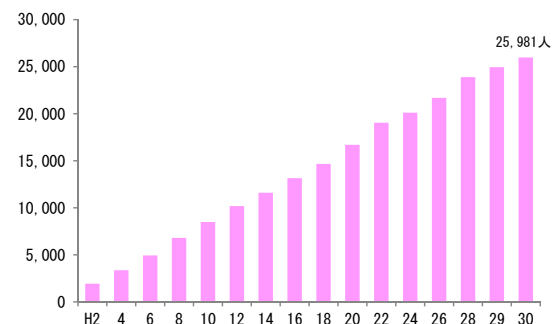
- 消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や各種広報媒体の発行、アドバイザーの派遣を行うとともに、消防本部が行う先進的な取組を支援
 - 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円(30年度 0.5億円)



【女性消防吏員の採用ポスター】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

- 女性や若者等の入団を促進するため、女性分団の新設に要する経費等を支援するなど、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催
 - 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.2億円(30年度 1.2億円)
 - 女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円(30年度 0.4億円)
 - 女性消防団員活性化大会 0.2億円(30年度 0.2億円)

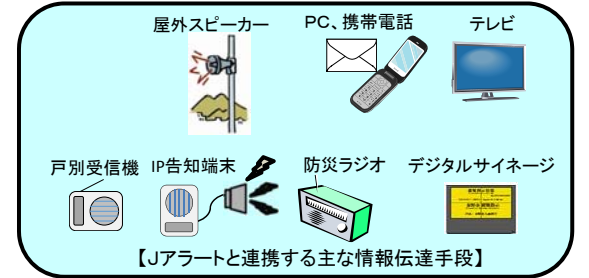
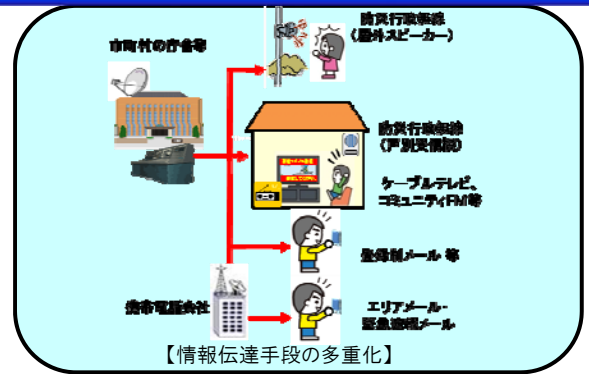


【女性消防団員の推移(各年4月1日現在)】

(6) 防災情報の伝達体制の強化

(a) 災害時の情報伝達体制の強化

- 地方公共団体における戸別受信機等の災害情報伝達手段の整備を促進するため、通信等の技術に関するアドバイザーを派遣するとともに、複数の伝達手段を確保するなど防災情報の効果的な伝達方法等について検討
 - 災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円(30年度 0.4億円)
- 大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を踏まえ、地域におけるJアラートの活用の実態を調査しつつ、さらなる有効な活用方策やシステム高度化に係る検討を実施
 - Jアラートの充実強化に係る調査検討【新規】 0.4億円
- 豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
 - 平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



10

(b) 消防防災通信体制の強化

- 大規模災害に備え、より多くの消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信等を可能とするための機器の改修を実施
 - ヘリサットシステムの高度化 0.1億円(30年度 0.2億円)

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

(a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

- G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築及びNBC等テロに対応するための資機材等を整備
 - G20大阪サミット開催関係【新規】 9.5億円
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーW杯関係 2.6億円(30年度 0.04億円)



【伊勢志摩サミット消防特別警戒】



(b) 国民保護共同訓練の実施等

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロへの対処能力の向上のため、国民保護共同訓練を実施するとともに、地方公共団体による避難実施要領の作成を推進
 - 国民保護共同訓練の充実強化 1.1億円(30年度 1.3億円)
 - オリンピック・パラリンピックを見据えた国民保護体制の整備に関する調査検討【新規】0.2億円



【国と地方公共団体の共同訓練】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

(a) 消防用機器等の海外展開の推進

- ・ 東南アジアを中心とした新興国における日本製品の消防用機器等の導入を促進するため、日本製品の品質の高さを支える日本の規格、認証制度の海外展開を推進
 - 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(30年度 0.1億円)
- ・ 日本の消防防災の技術、制度等に係る高度な知見をアジア諸国に共有する「国際消防防災フォーラム」を開催するとともに、日本の優れた消防用機器等について官民一体となったセールスを実施
 - 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.1億円(30年度 0.1億円)



【ベトナムにおいて日本の規格認証制度を説明】

(b) 科学技術の活用による消防防災力の強化

- ・ 新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進
 - 消防防災科学技術研究推進制度 1.4億円(30年度 1.3億円)



【フォーラムにおいてマレーシア消防局長へ日本製品を紹介】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

- ・ 上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発の実施
 - ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円(30年度 0.1億円)
- ・ 将来の救急需要の増加に対応するため、救急搬送時間の短縮及び将来の救急需要等の予測に関する研究開発を実施
 - 迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発 0.3億円(30年度 0.2億円)
- ・ 石油タンクに係る地震被害予測の高精度化に関する研究開発を実施
 - 危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発 (石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等) 0.6億円(30年度 0.3億円)
- ・ 老朽化が進行し、腐食による流出事故が相次いで発生している地下タンクの診断技術に係る研究開発を実施
 - 地下タンクの健全性診断に係る研究【新規】 0.5億円
- ・ 市街地火災に対する効果的な予防と消火活動を行うために、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発を実施
 - 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.7億円(30年度 0.4億円)



要救助者はどこか？
矢印：画像から推察される土砂の流動方向
【上空からの画像より救助活動に必要な情報を抽出】



【火災延焼シミュレーション】

一般会計

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

- ・浸水した地域での救助に活用するボートや、ガレキ・ぬかるみ等の悪路や冠水箇所でも走行可能な水陸両用バギー、救助や道路啓開を行うための重機などの緊急消防援助隊の装備を充実させ、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化を推進

○津波・大規模風水害対策車の整備	（緊）5.6億円	（30）（緊）4.2億円
○救命ボート等の整備【新規】	（緊）2.2億円	（30）（緊）1.8億円
○重機及び重機搬送車の整備	（緊）6.8億円	（30）（緊）6.1億円
○全地形対応車Ⅱ型の整備	（緊）1.4億円	（30）（緊）0.7億円
○拠点機能形成車の整備	1.3億円	
○映像伝送システムの整備		（30）（緊）0.4億円

- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進

○平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



【ボートによる救助（岡山県倉敷市）】



【バギーによる捜索救助（広島県広島市）】



【重機によるガレキ撤去（広島県広島市）】

一般会計

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施

○受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円（30年度 0.4億円）

- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施

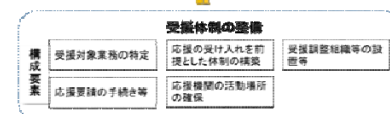
○ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円

- ・科学技術を活用することによる、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化

○ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円（30年度 0.1億円）
 ○危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発（石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等） 0.6億円（30年度 0.3億円）

- ・大規模な豪雨災害に対応した危険物施設の安全対策を推進するため、「豪雨対策ガイドライン」を作成

○危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円（30年度 0.2億円）



【受援体制の整備】



【ドローンによる情報収集能力の向上】



【岡山県総社市爆発火災】 15

被災地における消防防災体制の充実強化

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援

- 消防防災施設災害復旧費補助金 18.4億円 (30年度 14.3億円)
- 消防防災設備災害復旧費補助金 4.1億円 (30年度 0.7億円)

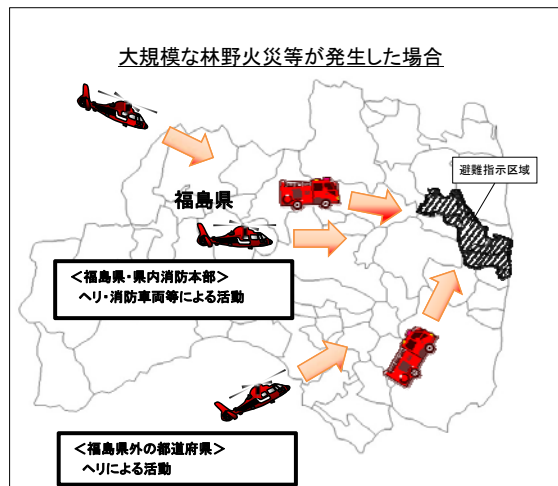


【消防庁舎復旧事業】
大船渡地区消防組合大船渡消防署
三陸分署綾里分遣所

(b) 被災地における消防活動の支援

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援
 - ①避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援
 - ②福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
 - ③福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 4.0億円
(30年度 2.0億円)



平成 31 年度消防防災施設整備費補助金及び
緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る
改正（案）の概要

○ 消防防災施設整備費補助金

- ・ 消費税率の引上げに伴う補助基準額の見直し

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

（別途、連絡します。）

- ※ 各補助対象施設の消費税率の引上げに伴う補助基準額の見直し後の額につきましては、別紙を参照願います。（緊急消防援助隊設備整備費補助金については、別途、連絡します。）
- ※ 以上に伴い、補助金交付要綱等の改正を予定しています。（国の平成 31 年度当初予算の議決後に通知予定）

消防防災施設整備費補助金基準額

(単位：千円)

		【旧】基準額 (消費税8%)	【新】基準額 (消費税10%)
耐震性貯水槽	(40m ³)	5,386	5,486
	(60m ³)	8,160	8,311
	(100m ³)	13,526	13,776
	(200m ³)	27,060	27,561
	(300m ³)	37,915	38,617
	(400m ³)	48,770	49,673
	(500m ³)	59,625	60,729
	(600m ³)	70,480	71,785
	(700m ³)	81,335	82,841
	(800m ³)	92,190	93,897
	(900m ³)	103,045	104,953
	(1000m ³)	113,900	116,009
	(1100m ³)	124,755	127,065
	(1200m ³)	135,610	138,121
	(1300m ³)	146,465	149,177
	(1400m ³)	157,320	160,233
	(1500m ³)	168,175	171,289
	(地上式40m ³)	3,575	3,641
	(地上式60m ³)	6,155	6,269
	(地上式100m ³)	8,856	9,020
	(飲料水兼用40m ³)	30,981	31,555
(飲料水兼用60m ³)	35,565	36,224	
(飲料水兼用100m ³)	44,033	44,848	
(飲料水兼用1,500m ³)	248,807	253,415	
(飲料水兼用地上式40m ³)	43,920	44,733	
(飲料水兼用地上式60m ³)	46,800	47,667	
(飲料水兼用地上式100m ³)	50,812	51,753	
備蓄倉庫		163	166
防火水槽(林野分)	有蓋	3,441	3,505
	無蓋	2,826	2,878
	無底	2,826	2,878
救助活動等拠点施設等			
	ヘリコプター離着陸場	54,076	55,077
	資機材保管等施設	22,345	22,759
	空中消火等資機材	11,340	11,550
	自家給油施設	50,220	51,150
	合計	137,981	140,536
活動火山対策避難施設	退避壕	補助対象経費	補助対象経費
	退避舎	補助対象経費	補助対象経費
	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費	補助対象経費
画像伝送システム			
	消防本部地球局施設	267,429	272,381
	消防用高所監視施設	84,931	86,504
広域訓練拠点整備事業		300,000	305,556
救急安心センター等整備事業			
	救急安心センター	10,286	10,476
	救急医療情報収集装置	1,543	1,572

消防防災施設整備費補助金基準額（高機能指令センター総合整備事業）

（単位：千円）

	【旧】基準額（消費税8%）			【新】基準額（消費税10%）		
	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型
1 指令装置	80,886	120,447	178,804	82,384	122,678	182,115
2 指揮台	-	5,707	5,707	-	5,813	5,813
3 表示盤	12,848	18,816	38,145	13,086	19,164	38,851
4 無線統制台	4,407	5,051	8,805	4,489	5,145	8,968
5 指令電送装置	6,304	11,920	28,768	6,421	12,141	29,301
6 気象情報収集装置	6,277	6,277	6,277	6,393	6,393	6,393
7 災害状況等自動案内装置	496	496	496	505	505	505
8 順次指令装置	1,378	1,378	1,378	1,404	1,404	1,404
9 音声合成装置	5,405	5,405	6,774	5,505	5,505	6,899
10 出動車両管理装置	29,363	47,811	233,906	29,907	48,696	238,238
11 システム監視装置	1,337	1,337	1,337	1,362	1,362	1,362
12 電源設備	25,863	45,149	94,198	26,342	45,985	95,942
13 統合型位置情報通知装置	16,200	16,200	17,820	16,500	16,500	18,150
14 位置情報通知装置	10,800	10,800	16,200	11,000	11,000	16,500
小計(1) (13の場合)	190,764	285,994	622,415	194,298	291,291	633,941
小計(2) (14の場合)	185,364	280,594	620,795	188,798	285,791	632,291
工事費A	12,756	17,913	26,592	12,992	18,245	27,084
合計(1)+A	203,520	303,907	649,007	207,290	309,536	661,025
合計(2)+A	198,120	298,507	647,387	201,790	304,036	659,375
15 消防用高所監視施設B	84,931	84,931	84,931	86,504	86,504	86,504
(参考)再計(1)+A+B	288,451	388,838	733,938	293,794	396,040	747,529
(参考)再計(2)+A+B	283,051	383,438	732,318	288,294	390,540	745,879

(消防防災施設整備費補助金)加算額・控除額一覧

(単位:千円)

加算又は控除の種類			【旧】 加算・控除額	【新】 加算・控除額
市街地加算			546	556
吸水管加算			327以内	333以内
ゆう水・くい打加算			327以内	333以内
緊急遮断装置控除			7,009	7,139
署所端末装置控除			(1装置あたり)	(1装置あたり)
指令装置			1,021	1,040
指令電送装置			1,872	1,907
電源設備		離島型	2,412	2,457
		Ⅱ型	3,316	3,377
		Ⅲ型	3,641	3,708
出動車両運用管理装置控除	①	Ⅱ型	18,447	18,789
	②	Ⅲ型	99,730	101,577

平成 31 年度消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る 配分方針改正（案）の概要

○ 消防防災施設整備費補助金

- ・ 耐震性貯水槽及び防火水槽（林野分）について（Ⅰの 2 の(2)・(6)関係）
消防水利重点計画に記載されているもので、木造密集地域に整備されるもの又は消防水利整備率の向上に資するものについて、優先配分の対象とする。
- ・ 備蓄倉庫及び救助活動等拠点施設等について（Ⅰの 2 の(2)・(4)関係）
消防の広域化及び消防の連携・協力に伴い整備するものについて、優先配分の対象とする。

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

- ・ 緊急消防援助隊の車両及び資機材について（Ⅱの 1 の(1)関係）
以下の隊に係る車両及び資機材について、優先配分の対象とする。
 - ・ 新たに創設する航空指揮支援隊、航空後方支援小隊、土砂風水害機動支援部隊、NBC 災害即応部隊
 - ・ 緊急消防援助隊出動時の活用頻度が高い後方支援小隊
 - ・ 震災時の大規模火災に対応するための遠距離大量送水小隊
 - ・ 自衛隊機で輸送可能な救助小隊
- ・ 更新登録車両について（Ⅱの 1 の(2)関係）
車両毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいものに加えて、耐用年数の超過はないが走行距離が長いものについても、優先配分の対象とする。
- ・ 消防の広域化又は消防の連携・協力等に伴う設備について（Ⅱの 1 の(5)関係）
消防の広域化及び消防の連携・協力に伴い整備するものに加えて、消防広域化重点地域として指定された消防本部が整備するものについても、優先配分の対象とする。

※ その他字句の整理を実施

平成 31 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金 配分方針（案）

この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。

施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。

Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係

1 基本方針

施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 施設ごとの方針

(1) 広域訓練拠点施設

都道府県単位で広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 耐震性貯水槽のうち、「消防水利の整備促進強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け消防消第 272 号消防庁消防・救急課長通知）に基づく消防水利重点整備計画（以下「消防水利重点整備計画」という。）に掲

げるもので、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

i 火災防ぎよ計画（市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）第 3 条第 4 項に定める災害の防ぎよに関する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域に整備されるもの

ii 消防水利が未整備のメッシュ地域（消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める基準を満たさない地域をいう。以下同じ。）に整備されるもの

ウ 備蓄倉庫のうち、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 31 条の規定に基づく市町村の消防の広域化（以下「消防の広域化」という。）又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）に基づく消防の連携・協力（以下「消防の連携・協力」という。）に伴い整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

エ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に整備されるもの

ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア 消防の広域化又は消防の連携・協力の伴い整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 個別装置を整備する場合においては、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 消防の広域化又は消防の連携・協力の伴い整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア 退避壕又は退避舎を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合においては、特別に考

慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

ア 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 消防水利重点整備計画に掲げるもので、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

i 火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域に整備されるもの

ii 消防水利が未整備のメッシュ地域に整備されるもの

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成 16 年 2 月 6 日付け消防震第 9 号総務大臣通知）を平成 30 年度中に改定変更し、緊急消防援助隊の平成 35 年度末（2023 年度末）までの登録目標数をおおむね 6,600 隊規模としている中で、同計画の都道府県毎の登録目標隊数の達成に向けて車両及び資機材を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

また、新たに創設する航空指揮支援隊、航空後方支援小隊、土砂風水害機動支援部隊、NBC 災害即応部隊に係る車両及び資機材、緊急消防援助隊出動時の活用頻度が高い後方支援小隊に係る車両及び資機材を整備する場合、震災時の大規模火災に対応するための遠距離大量送水小隊に係る車両及び資機材を整備する場合並びに自衛隊機で輸送可能な救助小隊に係る車両及び資機材を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の更新登録を受けようとする部隊に係る車両を整備する場合には、車両毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいもの又は同年数の超過はないが走行距離が長いものについて、特別に考慮して配分するものとする。

(3) 緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。

(4) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、

地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる緊急消防援助隊の設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

- (5) 消防の広域化又は消防の連携・協力に伴い整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

また、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）の規定に基づき消防広域化重点地域に指定された消防本部が、指定の日から 3 年以内に緊急消防援助隊の設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

- (6) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。

- (7) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 設備ごとの方針

- (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

なお、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうち、ホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース 30 本を備えているもの

イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち、動力昇降装置（I－B 型に限る。）及びホース 30 本を備えているもの

- (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

- (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

四輪操舵方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

- (4) 救助消防ヘリコプター

原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。

- (5) 高度救助用資機材及び高度探査装置

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、高度救助隊又は特別高度救助隊

を新たに配置し、高度救助用資機材又は高度探査装置を整備する場合においては、Ⅱの1の(6)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 消防救急デジタル無線設備

平成 23 年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。

新【平成31年度】

平成31年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針

この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。

施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。

Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係

1 基本方針

施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消火力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 施設ごとの方針

(1) 広域訓練拠点施設

都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 耐震性貯水槽のうち、「消火力の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号消防庁消防・救急課長通知）に基づく消火力重点整備計画（以下「**消火力重点整備計画**」という。）に掲げるもので、**次に掲げるもの**を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

- i 火災防ぎょ計画（市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）第3条第4項に定める災害の防ぎょに関する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域に整備されるもの
- ii 消火力が未整備のメッシュ地域（消火力の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条第1項及び第2項に定める基準を満たさない地域をいう。以下同じ。）に整備されるもの

旧【平成30年度】

平成30年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針

この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。

施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。

Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係

1 基本方針

施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消火力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 施設ごとの方針

(1) 広域訓練拠点施設

都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 耐震性貯水槽のうち、「消火力の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号消防庁消防・救急課長通知）に基づく消火力重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ウ 備蓄倉庫のうち、消防組織法（昭和22年法律第226号）第31条の規定に基づく市町村の消防の広域化（以下「消防の広域化」という。）又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づく消防の連携・協力（以下「消防の連携・協力」という。）に伴い整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

エウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第10条第1項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に整備される係るもの。

ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア ~~消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づく消防の広域化又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）（以下「消防の連携・協力の推進通知」という。）に基づく消防指令業務の共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。~~

イ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第1項第1号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ ~~消防の広域化又は消防の連携・協力に伴い整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。~~

(5) 活動火山対策避難施設

ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 活動火山対策特別措置法第13条第1項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

ア 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）第6条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 消防水利重点整備計画に掲げるもので、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

i 火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域に整備されるもの

ii 消防水利が未整備のメッシュ地域に整備されるもの

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知）を

ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第10条第1項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。

ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づく消防の広域化又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）（以下「消防の連携・協力の推進通知」という。）に基づく消防指令業務の共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第1項第1号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 活動火山対策特別措置法第13条第1項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

ア 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）第6条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 消防水利重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成30年度末までの登録

平成30年度中に改定変更して、緊急消防援助隊の平成3530年度末（2023年度末）までの登録目標数をおおむね6,6006,000隊規模として、同計画の都道府県毎の登録目標隊数の達成に向けて車両及び資機材を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

平成30年度が同計画の最終年度であることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、同計画において、全国合計で未達となっている小隊又は都道府県単位で未達となっている小隊について特別に考慮して配分するものとする。

また、新たに創設する航空指揮支援隊、航空後方支援小隊、土砂風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊に係る車両及び資機材、緊急消防援助隊活動時の活用頻度が高い後方支援小隊に係る車両及び資機材を整備する場合、震災時の大規模火災に対応するための遠距離大量送水小隊に係る車両及び資機材を整備する場合並びに自衛隊機で輸送可能な救助小隊に係る車両及び資機材を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(2) また、緊急消防援助隊の更新登録を受けようとする部隊に係る車両を整備する場合には、同隊における車両毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいもの又は同年数の超過がないが走行距離が長いものについて、特別に考慮して配分するものとする。

(3) ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。

(4) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる緊急消防援助隊の設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化又は消防の連携・協力の推進通知に基づく共同化に伴い緊急消防援助隊の設備を市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

また、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）の規定に基づき消防広域化重点地域として指定された消防本部が、指定の日から3年以内に緊急消防援助隊の設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(7) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

目標数をおおむね6,000隊規模として、平成30年度が同計画の最終年度であることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、同計画において、全国合計で未達となっている小隊又は都道府県単位で未達となっている小隊について特別に考慮して配分するものとする。

また、更新登録を受けようとする車両を整備する場合には、同隊における車両毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいものについて特別に考慮して配分するものとする。

ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。

(2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(3) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化又は消防の連携・協力の推進通知に基づく共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

<p>2 設備ごとの方針</p> <p>(1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。 なお、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうち、ホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。</p> <p>イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち、動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。</p> <p>(2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車 四輪操舵方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(4) 海水利用型消防水利用システム及び海水利用型消防水利用システム用資機材 都道府県単位で、当該車両又は当該車両と同等のものが未配備の地域で整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(4)(5) 救助消防ヘリコプター 原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。</p> <p>(5)(6) 高度救助用資機材及び高度探査装置 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条及びの規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき、高度救助隊又は特別高度救助隊を新たに配置し、高度救助用資機材又は高度探査装置を整備する場合には、Ⅱの1の(6)(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(6)(7) 消防救急デジタル無線設備 平成23年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合には、原則として配分しないものとする。</p>	<p>2 設備ごとの方針</p> <p>(1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。 なお、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。</p> <p>イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。</p> <p>(2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車 四輪操舵方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(4) 海水利用型消防水利用システム及び海水利用型消防水利用システム用資機材 都道府県単位で、当該車両又は当該車両と同等のものが未配備の地域で整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(5) 救助消防ヘリコプター 原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。</p> <p>(6) 高度救助用資機材及び高度探査装置 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条の規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合には、Ⅱの1の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(7) 消防救急デジタル無線設備 平成23年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合には、原則として配分しないものとする。</p>
---	---